

令和2年第6回（12月）上越市議会定例会

文教経済常任委員会資料

案件番号	案 件 名	提 出 課	ページ
議案第147号	上越市使用料の徴収に関する条例の一部改正について	スポーツ推進課	1
議案第148号	上越市体育施設条例の一部改正について	スポーツ推進課	2～4
議案第119号	令和2年度上越市一般会計補正予算(第7号)	学校教育課 教育総務課	5～6

所 管 委 員 会	文教経済常任委員会
関 係 案 件	議案第147号
提 出 課	スポーツ推進課

上越市使用料の徴収に関する条例の一部改正について

1 改正理由

大潟町中学校の屋外テニスコートに設置している照明設備について、利用実態を踏まえ、供用を廃止するもの

2 改正内容

大潟町中学校屋外テニスコートの照明設備の供用を廃止する。(別表関係)

3 施行期日

令和3年4月1日

4 上越市使用料の徴収に関する条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案	改 正 前																				
別表(第2条関係) (1) 小学校及び中学校 ア 略 イ 照明設備使用料 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料(1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>春日中学校屋外運動場</td> <td>2,450円</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="border: 2px solid black;">大潟町中学校屋外テニスコート</td> <td style="border: 2px solid black;">(削除)</td> </tr> <tr> <td>清里中学校屋外運動場</td> <td>2,450円</td> </tr> </tbody> </table> 備考 略 (2) 略	施設名	使用料(1時間につき)	(略)		春日中学校屋外運動場	2,450円	大潟町中学校屋外テニスコート	(削除)	清里中学校屋外運動場	2,450円	別表(第2条関係) (1) 小学校及び中学校 ア 略 イ 照明設備使用料 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>使用料(1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>春日中学校屋外運動場</td> <td>2,450円</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td style="border: 2px solid black;">大潟町中学校屋外テニスコート</td> <td style="border: 2px solid black;">1面につき 510円</td> </tr> <tr> <td>清里中学校屋外運動場</td> <td>2,450円</td> </tr> </tbody> </table> 備考 略 (2) 略	施設名	使用料(1時間につき)	(略)		春日中学校屋外運動場	2,450円	大潟町中学校屋外テニスコート	1面につき 510円	清里中学校屋外運動場	2,450円
施設名	使用料(1時間につき)																				
(略)																					
春日中学校屋外運動場	2,450円																				
大潟町中学校屋外テニスコート	(削除)																				
清里中学校屋外運動場	2,450円																				
施設名	使用料(1時間につき)																				
(略)																					
春日中学校屋外運動場	2,450円																				
大潟町中学校屋外テニスコート	1面につき 510円																				
清里中学校屋外運動場	2,450円																				

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第148号
提出課	スポーツ推進課

上越市体育施設条例の一部改正について

1 改正理由

頸城明治野球場、ひなさき運動広場及び清里スポーツ公園テニスコートについて、施設の利用実態を踏まえ、供用を廃止するもの

2 改正内容

上越市頸城明治野球場、上越市ひなさき運動広場及び清里スポーツ公園テニスコートの供用を廃止する。(別表第1、別表第3関係)

3 施行期日

令和3年4月1日

4 上越市体育施設条例改正案新旧対照表

(太枠部分が改正箇所)

改 正 案				改 正 前			
別表第1 (第2条、第8条関係)				別表第1 (第2条、第8条関係)			
名称	位置	利用時間	休館日	名称	位置	利用時間	休館日
(略)				(略)			
上越市大潟運動広場	上越市大潟区犀潟76番地5	日の出～日没	教育委員会が定める日	上越市大潟運動広場	上越市大潟区犀潟76番地5	日の出～日没	教育委員会が定める日
				上越市頸城明治野球場	上越市頸城区手島274番地	日の出～日没	教育委員会が定める日
上越市吉川体育館	上越市吉川区原之町1819番地1	9:00～22:00	月曜日(ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日)及び12月29日から翌年1月3日まで	上越市吉川体育館	上越市吉川区原之町1819番地1	9:00～22:00	月曜日(ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日)及び12月29日から翌年1月3日まで
(略)				(略)			
上越市三和スポーツ公園	上越市三和区島倉2427番地	日の出～日没	教育委員会が定める日	上越市三和スポーツ公園	上越市三和区島倉2427番地	日の出～日没	教育委員会が定める日
				上越市ひなさき運動広場	上越市名立区名立大町370番地5	日の出～日没	教育委員会が定める日

(削除)

(削除)

改正案

別表第3 (第13条関係)

(1) 施設使用料

施設名	占用使用料 (1時間につき)	共用使用料 (1人につき)		
		区分	2時間につき	1月につき
(略)				
上越市大潟運動広場	360円			
(削除)				
上越市吉川体育館	アリーナ	一般	210円	840円
		中学生以下	110円	440円
	ステージ	210円		
(略)				
上市里ポツン	アリーナ	一般	320円	1,280円
		中学生以下	160円	640円
	ステージ	240円		
	研修室	360円		
	会議室	240円		
	トレーニングルーム	一般	360円	1,440円
		中学生	180円	720円
	ランニング走路	一般	160円	640円
		中学生以下	80円	320円
	グラウンド	240円		
(削除)				
上市和育館	体育室	一般	340円	1,360円
		中学生以下	170円	680円
	ステージ	240円		
	ギャラリー	170円		

改正前

別表第3 (第13条関係)

(1) 施設使用料

施設名	占用使用料 (1時間につき)	共用使用料 (1人につき)		
		区分	2時間につき	1月につき
(略)				
上越市大潟運動広場	360円			
上越市頸城明治野球場	240円			
上越市吉川体育館	アリーナ	一般	210円	840円
		中学生以下	110円	440円
	ステージ	210円		
(略)				
上市里ポツン	アリーナ	一般	320円	1,280円
		中学生以下	160円	640円
	ステージ	240円		
	研修室	360円		
	会議室	240円		
	トレーニングルーム	一般	360円	1,440円
		中学生	180円	720円
	ランニング走路	一般	160円	640円
		中学生以下	80円	320円
	グラウンド	240円		
テニスコート	1面に つき 260円			
上市和育館	体育室	一般	340円	1,360円
		中学生以下	170円	680円
	ステージ	240円		
	ギャラリー	170円		

改正案					改正前						
	ランニングコース		一般	160円	640円		ランニングコース		一般	160円	640円
			中学生以下	80円	320円				中学生以下	80円	320円
	会議室	240円					会議室	240円			
(略)					(略)						
備考 略					備考 略						
(2) 略					(2) 略						

所管委員会	文教経済常任委員会
関係案件	議案第119号
提出課	学校教育課

歳出科目 (P44～P45)	3款2項4目	児童福祉施設費
----------------	--------	---------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
放課後児童クラブ運営費	330,049	0	330,049

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	40,879		
一般財源	△40,879		

【補正理由】

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの運営に対し、国から子ども・子育て支援交付金が追加交付されたことから、財源を組み替えるもの

【補正内容】

(財源内訳)

項目		補正前	補正額	補正後
国庫支出金	子ども・子育て支援交付金	66,067	40,879	106,946
県支出金	子ども・子育て支援交付金	66,067	0	66,067
諸収入	放課後児童クラブ利用者負担金	131,846	0	131,846
一般財源		66,069	△40,879	25,190
合計		330,049	0	330,049

提出課	教育総務課
-----	-------

歳出科目 (P46~P47)	10款1項4目	私学振興費等
----------------	---------	--------

単位：千円

事業名	補正前	補正額	補正後
私立幼稚園等教育振興事業	381,537	8,225	389,762

主な補正財源		主な経費	
国庫支出金	3,796	扶助費	8,225
県支出金	2,430		
一般財源	1,999		

○ 私立幼稚園教育振興事業施設型給付費 8,225

【補正理由】

私立幼稚園への施設型給付において、新規入園児数が当初の見込みを上回ったほか、国の公定価格が改正されたことから、給付費を増額するもの

【補正内容】

当初予算 (A)

(単位：円)

法定給付費額				市独自免除額	給付費総額
	国負担額	県負担額	市負担額		
301,000,130	110,467,047	95,266,541	95,266,542	648,000	301,648,130

給付見込額 (B)

(単位：円)

法定給付費額				市独自免除額	給付費総額
	国負担額	県負担額	市負担額		
309,656,830	114,263,369	97,696,730	97,696,731	216,000	309,872,830

差引補正額 (B - A)

(単位：円)

法定給付費額				市独自免除額	給付費総額
	国負担額	県負担額	市負担額		
8,656,700	3,796,322	2,430,189	2,430,189	△432,000	8,224,700

㉞

㉟

㉞+㉟